

児童手当・特例給付 額改定 認定請求書・届

杉並区長宛

※認定番号	第 号
※受付区民係	区民係
※受付年月日	平成 年 月 日
提出年月日	平成 年 月 日

受給者	ふりがな氏名	生年月日	昭・平 年 月 日	※備考
	住所	杉並区 丁目 番 号 方 電話 () ←平日の日中連絡が取れる電話番号		

増額又は減額の別	増額・減額
----------	-------

増額又は減額の原因となる児童

ふりがな氏名	続柄	生年月日	監護の有・無	生計関係	海外留学をしている場合の出国年月	※備考
居住の状況（別居の場合は住民登録地を記入）						
()	子	平成 年 月 日	有・無	同一・維持	平成 年 月	
同居・別居 ()						
()	子	平成 年 月 日	有・無	同一・維持	平成 年 月	
同居・別居 ()						
()	子	平成 年 月 日	有・無	同一・維持	平成 年 月	
同居・別居 ()						
()	子	平成 年 月 日	有・無	同一・維持	平成 年 月	
同居・別居 ()						

増額した理由	ア. 出生	イ. その他 ()
--------	-------	------------

減額した理由	ア. 死亡した イ. 監護しなくなった ウ. 生計を同じくしなくなった エ. 生計を維持しなくなった	オ. 日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) カ. その他 ()
--------	---	---

事由の発生した年月日	平成 年 月 日
------------	----------

◎ 裏面の記入上の注意をお読みいただき、太枠の中を記入してください。記名押印に代えて、署名することができます。

※改定・却下	改定・却下年月日	改定年月	被用区分	改定後の手当月額		
	平成 年 月 日	平成 年 月	被・非・特被・特非	円		
※備考		受付	入力	入力後点検	通知書点検	子育て支援課 確認欄
<input type="checkbox"/> 出生後15日以内もしくは出生同月内 <input type="checkbox"/> 海外転入日 (平成 年 月 日)						

(裏 面)

◆記入上の注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する児童（満十八歳到達の年度末前の全ての児童をいいます。以下同様です。）に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有・無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 児童の「居住の状況」の欄は、受給者と児童が別居している場合、児童の住民登録地を記入してください。
- 4 「生計関係」の欄は、次により記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子、受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 5 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 6 「減額した理由」の欄は、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲み、「カ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 7 「事由の発生した年月日」の欄は、「5」又は「6」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 8 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合には、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 児童が他の市区町村に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑥ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類